## 随意契約 (相手方指定) 調書

件名	修繕契約(西尾久四丁目南児童遊園複合遊 滑り台)	No. 5200581
工(納)期	令和5年10月27日	
契約締結日	令和5年9月5日	
契約金額	924,000円(消費税込み)	

契約相手方	株式会社三榮企業 ( 法人番号:9012401010551)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備  考	

契約審查委員会資料 経理課契約係 R5. 8. 24

## 業者選定理由書

件 名	修繕契約(西尾久四丁目南児童遊園複合遊具滑り台)
選 定 業 者 (案)	名 称 : 株式会社三榮企業 所在地: 東京都小金井市貫井南町四丁目11番地36号 代表者: 代表取締役 長嶋 孝衞
特 命 理 由	本件は、西尾久四丁目南児童遊園の複合遊具について、滑り台部分が破損したため、修繕を行うものである。主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。  経理課として検討したところ、 ① 上記業者は、当該複合遊具の製造・設置業者であり、構造や特徴を熟知していることから、最も確実かつ効率的な履行が期待できる。 ② 当該複合遊具は、現在、廃番となっているため、複合遊具の専用部材である滑り台部分を製造している上記業者以外の業者が修繕することは困難である。 ③ 上記業者は、区内の他公園等においても、遊具を納品しており、その遊具に対する修繕の履行状況は良好である。 以上のことから、上記業者を契約相手方とした特命随意契約を締結する。
その他 特記事項	・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適 さないもの)